

日機装グループ 人権方針

日機装グループは、事業活動における人権の尊重を企業として果たすべき重要な社会的責任であると考えています。この考えのもと本方針を策定します。

1. 国際人権規範の尊重と法令遵守

国際人権章典（世界人権宣言および国際人権規約）および国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」に記されている原則を支持・尊重し、これらに従います。さらに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等を尊重します。

また、事業活動を行う国や地域で適用される法令を遵守するとともに、国際的に認められた人権と事業活動を行う国・地域の法令に矛盾がある場合には、可能な限り国際的人権の原則を尊重した取り組みを目指します。

2. 人権の尊重

当社グループのグローバルな事業活動が直接的または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解し、社会の一員として、事業活動における人権を尊重します。

（1）差別の禁止

性別・年齢・国籍・民族・人種・出身地・宗教・信条・障害の有無・性的指向・性自認等に基づくあらゆる差別を禁止します。

（2）児童労働・強制労働の禁止

就労年齢に満たない児童労働、あらゆる形態の強制労働、奴隷労働、および人身売買による労働は禁止します。

（3）結社の自由および団結権

自由に結社し、団結する権利を尊重します。

（4）労働基本権の尊重

労働者の団体交渉権、団体行動権を尊重します。

（5）適切な賃金および過剰な労働時間の削減

最低賃金を含む労働条件の遵守を行い、過剰な労働時間の削減に努めます。

（6）同一労働同一賃金

各国法令に基づき、ジェンダー等職業能力に関連しない背景による不合理な待遇差を禁止し、同一労働同一賃金を原則とします。

(7) 労働安全衛生の確保

従業員へ安全で、衛生的な職場環境を提供します。

(8) ハラスメントの禁止

個人の尊厳を傷つけるハラスメント行為は一切禁止します。

(9) 地域住民の権利尊重

事業を行う地域に関連する地域住民、先住民族の権利を尊重します。

(10) プライバシーの尊重

個人情報の保護を含めたプライバシーを尊重します。

3. 人権デュー・ディリジェンス

事業活動における人権リスクを認識し、その軽減に努めます。

4. 救済

ステークホルダーの人権への負の影響を調査し、人権に対する負の影響が判明した場合、関係者と対話し、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育・啓発

全ての役員・従業員に対し適切な教育・啓発活動を継続して行います。

6. ステークホルダーとの対話・協議

人権への影響に関する対応について、影響を受けるグループやその他の関連ステークホルダーと真摯に対話・協議を行っていきます。

7. モニタリング・情報開示

本方針の遵守状況を継続的に検証し、必要に応じて改善していくとともに、本方針に基づく人権尊重の取り組みをウェブサイト等で定期的に情報開示します。

策定・施行日：2026 年 6 月 16 日